

意見書第7号「障害者自立支援法を廃止し、人間らしく生きる権利を保障する総合的な障害者福祉法の確立を求める意見書」反対討論

小寺岸子

2009.3.24.

わたし小寺岸子は、意見書第7号「障害者自立支援法を廃止し、人間らしく生きる権利を保障する総合的な障害者福祉法の確立を求める意見書」に、反対の立場で討論します。

障害者福祉は、平成14年まで実施されていた措置制度から平成15年に支援費制度として大きく生まれ変わり、さらに平成18年から障害者自立支援法へと改正がされ、現在に至っています。

措置時代は、家庭内での日常生活に対する支援でしかありませんでした。もちろん、事業所も選べるわけではなく、指定された事業所での利用でした。

それが、支援費制度に変わったことで、措置から契約へと大きく変わりました。サービス内容も、家庭内での日常生活支援から、自分らしく生きるための支援として、新たにアウトドアな移動支援ができました。これまで一人で外出できなかった障害者が、ヘルパーの支援を受けて、外出することが可能となりました。

移動支援ができたことで、これまでほとんどヘルパーを利用することのなかった知的障害の方の利用が一気に増え、国の財源不足が大きな問題となりました。

そこで、理念はそのままに、安定的な財源の確保を目的に、平成18年から障害者自立支援法として再スタートしました。

重度障害者にとっては、収入源は年金しかなく、利用ニーズも多いことから応益負担が大きな負担となり、利用料金の軽減措置がされました。

わたしは、サービスを利用するのに、特別に…と減免されるのではなく、所得保障をすべきだと考えます。

他にも、就労の場として授産施設で働いていた方が、障害者自立支援法に変わり、利用料金が発生し収入が得られない。という課題が発生しています。

しかし、現実的には、支援費制度の最終年度の平成17年度は居宅介護・移動支援で14,641時間、自立支援法に変わった平成19年度では15,179時間と、武豊町の利用時間は538時間伸びています。

応能負担から応益負担に変わった時、障害当事者は本当に必要なサービスを選択して、賢く利用するようになりました。

重度の障害者は、複数の事業所と契約をし、緊急時に対応できるような利用契約を結んでいます。重度であればある程、1つの事業所だけでは緊急時に対応できないからです。

措置から契約に変わったことで、障害者自らが、自分の生活を組み立てて、自分の生活にあわせてヘルパーを利用できるようになりました。

国では、昭和 45 年に「障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的」に障害者基本法ができました。

それが制度となるまでに、何年を費やしたのでしょうか。わたしは、障害者自立支援法を廃止するのではなく、改善すべきだと考えています。

よって、意見書第 7 号「障害者自立支援法を廃止し、人間らしく生きる権利を保障する総合的な障害者福祉法の確立を求める意見書」の反対討論とします。